

## 認定・取消の届出を忘れずに!

卒業や就職・退職等により、被扶養者の認定・取消の手続きが必要となる方は、次の書類を所属所の共済事務担当課へ提出してください。

取消の届出が遅れ、取消をする間、当組合の組合員証等を使って医療機関等を受診した場合、**医療費等を返還請求することになります**のでご注意ください。

### 被扶養者の取消 (被扶養者の就職の場合)

次の場合は扶養取消となります。

- 就職先の健康保険の適用になる場合
- 試用期間中や非正規社員等で、健康保険の適用外であっても、月額108,334円(各種控除前で交通費等を含む総収入)以上の所得が恒常的に見込まれる場合…①
- 月途中の就職など初回の給与は108,334円未満であっても、以降の月は月額108,334円以上になる場合…②

#### 提出書類

- 被扶養者申告書……※1
- 組合員被扶養者証
- 就職日を確認できるもの(①、②の場合)
- 国民年金第3号被保険者関係届(①、②の場合で20歳以上60歳未満の配偶者の場合)

その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

収入がある場合の認定については、「共済のしおり」または [こちら](#) をご覧ください。

※1被扶養者申告書及び※2家庭状況は、[こちら](#) からダウンロードすることができます。

### 被扶養者の認定 (退職による無職・無収入の場合)

被扶養者の認定は、退職日の翌日から30日以内に次の書類を提出してください。

なお、30日を超えた場合は、所属所受付日が認定日となります。

#### 提出書類

- 被扶養者申告書……※1
- 家庭状況……※2
- 認定対象者の退職証明書(パート・アルバイト等の場合)
- 雇用保険関係書類(雇用保険の適用がある場合)
- 国民年金第3号被保険者関係届及び基礎年金番号確認書類(20歳以上60歳未満の配偶者の場合)

## 任意継続組合員のご案内

退職日の前日まで引き続き1年以上在職して退職した場合、退職日の翌日から短期(医療)給付及び保健事業の一部が利用できる制度です。

退職後は、次のいずれかの健康保険制度に加入することになります。

- 再就職先の健康保険に加入する
- 家族の健康保険の被扶養者になる
- 国民健康保険に加入する
- 任意継続組合員になる

#### 加入できる期間

2年間

#### 手続方法

退職日から20日以内に所属所の共済事務担当課を通して「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。

#### 掛金の納付方法

掛金の納付方法は、毎月払い・半年払い・年度払いがあり、半年払い・年度払いには、割引があります。

「任意継続組合員組合員証」と併せて納付書を送付しますので、期限までにお振込みください。